

<h1>高知県公報</h1>	発行
	高知県
	高知市丸ノ内一丁目2番20号
	発行日
	毎週2回 (火曜日・金曜日)

目次

告 示	ページ
○中芸広域連合の規約の変更の許可 (市町村振興課)	1
公 告	
○市町村営土地改良事業の計画の変更の適否決定 (農業基盤課)	1
○測量士試験及び測量士補試験の実施 (用地対策課)	1
高知県選挙管理委員会告示	
◎条例の制定又は改廃の請求及び県の事務の執行に関し、監査の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の50分の1の数 (12・4 掲示)	1
◎高知県議会の解散の請求及び知事等の解職の請求をする場合の選挙権を有する者の必要な数 (〃)	2
◎高知県議会議員の解職の請求をする場合の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数 (〃)	2

告 示

高知県告示第738号

中芸広域連合から申請があった中芸広域連合の規約の変更について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項の規定により、平成20年12月3日付けで許可した。

平成20年12月16日

高知県知事 尾崎 正直

公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の3第5項の規定において読み替えて準用する同法第48条第9項の規定において準用する同法第8条第1項の規定により、四万十町の行う土地改良事業（窪川四万十地区中山間地域総合整備事業（大井野地区用排水路））の計画の変更は、適当と決定したので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成20年12月16日

高知県知事 尾崎 正直

1 縦覧に供する書類

- 市町村営土地改良事業変更計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成20年12月16日から平成21年1月22日まで
- 3 縦覧場所
四万十町役場
- 4 その他

この公告に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了後の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。

測量法（昭和24年法律第188号）の規定に基づき、国土地理院長が行う測量士試験及び測量士補試験について、次のとおり公告する。

平成20年12月16日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 試験日時
平成21年5月24日（日）
(1) 測量士試験
午前10時から午後0時30分まで
午後1時30分から午後4時まで
(2) 測量士補試験
午後1時30分から午後4時30分まで
- 2 試験方法
測量士試験及び測量士補試験とも筆記試験とする。
- 3 試験地
北海道、宮城県、秋田県、東京都、新潟県、富山県、愛知県、大阪府、島根県、広島県、香川県、福岡県、鹿児島県及び沖縄県
- 4 受験願書の受付期間
平成21年1月15日（木）から同年2月27日（金）まで（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日を除く。）。ただし、受験願書を郵送する場合は、平成21年2月27日の日付の消印のあるものまで受け付ける（後納郵便又は別納郵便の場合は、同日までに必着とする。）。
なお、電子申請による受験願書は、平成21年2月27日午後12時まで受け付ける。
- 5 受験願書の受付場所
国土交通省国土地理院総務部総務課（茨城県つくば市北郷1番 郵便番号305-0811）
- 6 受付願書用紙等の交付
受験願書用紙及び受験案内は、平成21年1月15日から、次の場所において交付する。
(1) 国土交通省国土地理院、同各地方測量部及び同支所

- (2) 社団法人日本測量協会及び同支所
 - (3) 高知県庁本庁舎1階募集要項コーナー、高知県土木部用地対策課及び県内各土木事務所
- なお、郵送による請求は、国土交通省国土地理院、同各地方測量部及び同支所並びに社団法人日本測量協会及び同支所のみで取扱いを行うが、封筒の表に「願書請求」と朱書きし、次のとおり請求部数に応じて必要な切手をはったあて先明記の返信用封筒（日本工業規格A列4番以上）を同封して請求すること。

請求部数	切手料金
1部	140円
2部	200円
3ないし4部	240円
5ないし9部	390円
10ないし19部	580円

- 7 合格発表及び可否通知
平成21年7月24日（金）
国土交通省国土地理院、同各地方測量部及び同支所において合格者の氏名を公告するとともに、全受験者あてに試験結果（可否）を通知する。
また、国土交通省国土地理院のホームページ上に合格者の受験番号を掲載する。
- 8 試験問題等の公表
国土交通省国土地理院のホームページ上において、試験問題については試験実施後速やかに、模範解答及び合格基準については合格発表の日に掲載する。
- 9 その他
(1) 試験会場については、受験票を送付する際に通知する。
(2) 受験願書の受付期間終了後における受験地の変更は、平成21年4月3日（金）までに必着するよう文書で受験願書の受付場所に届け出たものに限り認める。

選挙管理委員会告示

高知県選挙管理委員会告示第82号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項の規定に基づく高知県の条例の制定又は改廃の請求及び同法第75条第1項の規定に基づく監査の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の50分の1の数は、12,964人である。

平成20年12月4日(揭示済)

高知県選挙管理委員会委員長 浅野 正倫

高知県選挙管理委員会告示第83号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第76条第1項の規定に基づく高知県議会の解散の請求、同法第81条第1項の規定に基づく高知県知事の解職の請求及び同法第86条第1項の規定に基づく高知県の副知事、選挙管理委員、監査委員又は公安委員会の委員の解職の請求並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第8条第1項の規定に基づく高知県教育委員会の委員の解職の請求をする場合の選挙権を有する者の総数のうち、40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は、174,696人である。

平成20年12月4日(揭示済)

高知県選挙管理委員会委員長 浅野 正倫

高知県選挙管理委員会告示第84号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第80条第1項の規定に基づく高知県議会の議員の解職の請求をする場合の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりである。

平成20年12月4日(揭示済)

高知県選挙管理委員会委員長 浅野 正倫

高知市選挙区	88,487人
室戸市、東洋町選挙区	6,000人
安芸市、芸西村選挙区	6,859人
南国市選挙区	13,533人
土佐市選挙区	8,282人
須崎市選挙区	7,046人
宿毛市、大月町、三原村選挙区	8,781人
土佐清水市選挙区	4,848人
四万十市選挙区	9,984人
香南市選挙区	9,186人
香美市選挙区	8,215人
奈半利町、田野町、安田町、北川村、馬路村選挙区	3,638人
長岡郡、土佐郡選挙区	4,249人
吾川郡選挙区	14,264人
高岡郡選挙区	18,879人
黒潮町選挙区	3,813人